

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」(報告・案)に対する意見

社団法人日本図書館協会

標記報告案について、以下のとおり意見を述べます。十分な検討を求めます。

報告案は、かねてから当協会が考えてきた内容と大きな違いはなく、おおむね理解しやすい内容になっております。

その上で、報告案の柱の順に沿っていくつかのことを指摘します。

1 図書館に関する科目の基本的な考え方 2 図書館に関する科目を定める必要性
4 項目目

「「図書館に関する科目」の明確化についての強い要望が出されていた」ことの背景に、“社会教育主事、学芸員の場合と整合性を欠いている点がこれまでから指摘されてきた”ことを加える。

2 さらに、法が定める資格の取得に必要な科目であるので、法令に根拠を持つ科目が示される必要性は認められるが、それは資格取得に必要な最低限の内容を担保するものであり、大学において開講する科目としてはそれを最低限のベースとし、その上に多様で創造的なカリキュラムが各大学において構築されるべきである、という趣旨の文章を一項目補記することが必要である。

3 3 図書館に関する科目内容の基本的な考え方 (1) 科目の位置付けについて
6 項目目

「資格取得者が……良き利用者と……、また、図書館のボランティアや図書館活動の支援者となることも期待される……」の項は、図書館学教育の意義づけとしてはあり得ることであるが、司書養成教育の意義づけとしては蛇足であり、削除したほうがよい。

4 3 (3) 科目の設定と体系について

必修科目と選択科目による構成とその区分についてはおおむね妥当である。

4 項目目

図書館サービスに関する科目は、基本としての「図書館サービス概論」、各論的に「情報サービス論」「情報サービス演習」、および「児童サービス論」と展開している。両者の対応する意味づけが分かりにくいし、構造的にバランスを欠く。

また、児童サービスを重視し2単位としたことに見合った他のサービス論の充実が必要である。「図書館サービス概論」の説明に挙げられている障害者サービスなど特定層を対象としたサービス論の充実の方向を示すべきである。

5 3 (3) 4 項目目

「情報サービス」は図書館が行う情報提供という機能の総括的な表現であり、図書館のある特定の業務、活動をさす言葉としてはあいまいである。業務・活動としては「レファレンスサービス」が妥当である。科目の名称としては慎重にすべきである。

6 3 (3) 科目の設定と体系について 4 項目目

「図書館資料」に情報資源を加えて「図書館情報資源」と表現する案であるが、あえて「資料」を変える根拠は乏しい。「資料」でも十分に各種媒体を包含できるので、慣用されている表現を変える必要はない。

7 3 (4) 選択科目

選択科目を「図書・図書館史」「図書館施設論」と科目区分ごとの特論でまとめたのは妥当である。この科目は各大学がそれぞれの特色、工夫を発揮できる内容として自由に活用できることが望ましいので、前の 2 科目は別だが、特論については授業内容の説明（注文）はつけない方がよい。

8 3 (5) 実習について

「実習生の受け入れにふさわしい機能や体制が整備されていて、実際に受け入れ可能な公立図書館が十分あるとは言えないため」は削除する。さして根拠もなく、印象による断定は現場の共感を得られない。相当数の実習生を一定期間受け入れ、それにふさわしい体験をさせる実習の困難さを、主として現場の体制にあるとする表現はよくない。

養成教育における実習の意義は大きいので、一律に受講生全員に求めるのではなく、実質的な体験、学習が成り立つ方法を探るという表現でまとめるのがよい。

9 3 (6) 基礎的な知識や主題専門領域の学習について

はじめの 2 項目、特に 2 番目など、当たり前すぎて書くほどのことではない印象がある。

10 3 (7) 単位数、授業時間数について

総単位数 24 は、短大での教育を考慮すれば、おそらくぎりぎりの妥当な線であろう。必要最小限だという理解のうえで、これを是としたい。

資格科目を卒業単位として認めることは、専門科目と位置づけて開講している大学では今でも当然そうになっている。しかし司書課程（資格科目）という位置づけの場合には論議の余地もあり、そうっていないことも多い。3 項目目の記述は、「図書館に関する科目の一部を」としたほうが理解を得やすい。

11 図書館に関する科目の各科目の考え方

科目の名称については、一部既述した。名称はいろいろな考えがあり、絶対にこれではなければ、ともなりがたい問題である。その意味では、特段の根拠がなければ、慣用されている表現をあまり変えないほうがよい。

12 司書の養成に関するその他の事項 1 司書講習について

図書館に関する科目を、「専門職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術」であり、専門的知識・技術への入り口として位置づけることからすれば、法に基づく司書の資格に必要な最小限の内容として、本科目を捉えるべきであり、講習の場合についても、少なくともこのレベルの内容を課すことは欠かせない。よって、大学における図書館に関する科目と同等のものに改める報告案の考え方は妥当である。

13 5 今後の司書養成の更なる充実に向けて 2 項目目

「図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に確保する」が指摘されていることは重要である。その人数について文部科学省は、従来から折りあるごとに「専任 2 名以上」を示してきた経緯もあり、科目を省令化したこの機会にそれを緩和するような表現はとるべきでない。「少なくとも図書館に関する領域を専門とする複数の専任教員を確保する」と書き込む。

14 5 4 項目目

「大学評価の一環として、・・・外部評価が望ましい」と提起している。この内容は、大学評価総体の中で司書養成教育についても行う、といっているのか、司書養成教育を別に取り出して行う、といっているのか分かりにくい。養成教育を特に取り出して別に評価することの意味はあるが、その場合の実施責任・所管は高等教育局ではなく、生涯学習政策局になるかと思われる。実施主体の問題を含めて、どのような展望を持っての提起か、説明が必要である。

以上